

自己資本調達手段に関する契約内容の概要および詳細（単体および連結）（平成29年9月30日現在）

（平成26年金融庁告示第7号、別紙様式第三号）

【取得条項付転換社債型新株予約権付社債（実質破綻時免除特約及び劣後特約付）】

| | | |
|----|---|--|
| 1 | 発行者 | 株式会社滋賀銀行 |
| 2 | 識別のために付された番号、記号その他の符号 | ISIN：XS1190318938 |
| 3 | 準拠法 | 英国法 |
| | 規制上の取扱い | |
| 4 | 平成三十四年三月三十日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い | Tier 2 資本に係る基礎項目の額 |
| 5 | 平成三十四年三月三十一日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い | Tier 2 資本に係る基礎項目の額 |
| 6 | 自己資本比率の算出において自己資本に算入する者 | 株式会社滋賀銀行 |
| 7 | 銘柄、名称又は種類 | 2020年満期ユーロ米ドル建取得条項付転換社債型新株予約権付社債（実質破綻時免除特約及び劣後特約付） |
| 8 | 自己資本に係る基礎項目の額に算入された額 | |
| | 連結自己資本比率 | 12,303百万円 |
| | 単体自己資本比率 | 12,303百万円 |
| 9 | 額面総額 | 200百万米ドル |
| 10 | 表示される科目の区分 | |
| | 連結貸借対照表 | 負債 |
| | 単体貸借対照表 | 負債 |
| 11 | 発行日 | 平成27年3月23日 |
| 12 | 償還期限の有無 | あり |
| 13 | その日付 | 平成32年6月23日 |
| 14 | 償還等を可能とする特約の有無 | あり |
| 15 | 初回償還可能日及びその償還金額 | クリーンアップ（平成32年3月24日以降）（あらかじめ金融庁長官の確認が必要）、額面金額の100% |
| | 特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額 | 税制変更、組織再編等、上場廃止等、スクイーズアウト事由（各事由ともあらかじめ金融庁長官の確認が必要）、額面金額の100% |
| 16 | 任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要 | — |
| | 剰余金の配当又は利息の支払 | |
| 17 | 配当率又は利率の種別 | なし |
| 18 | 配当率又は利率 | なし |
| 19 | 配当等停止条項の有無 | なし |
| 20 | 剰余金の配当又は利息の支払の停止に係る発行者の裁量の有無 | なし |
| 21 | ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無 | なし |
| 22 | 未配当の剰余金又は未払の利息に係る累積の有無 | なし |
| 23 | 他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無 | あり |
| 24 | 転換が生じる場合 | 本新株予約権付社債権者が新株予約権を行使した場合。（但し、平成32年3月25日（同日を除く）までは、転換制限条項（株価が転換価額を一定水準上回る価格を一定期間超えない限り、新株予約権を行使できない条項）あり） |
| 25 | 転換の範囲 | 常に一部転換 |

| | | |
|----|--|--|
| 26 | 転換の比率 | 本社債の額面金額を転換価額で除した数。転換価額は要項に定める事由に基づき調整される。 |
| 27 | 転換に係る発行者の裁量の有無 | 裁量なし（ただし取得条項の定めあり） |
| 28 | 転換に際して交付される資本調達手段の種類 | 普通株式等Tier1 |
| 29 | 転換に際して交付される資本調達手段の発行者 | 株式会社滋賀銀行 |
| 30 | 元本の削減に係る特約の有無 | あり |
| 31 | 元本の削減が生じる場合 | 実質破綻事由発生時 |
| 32 | 元本の削減が生じる範囲 | 常に全部削減 |
| 33 | 元本回復特約の有無 | なし |
| 34 | その概要 | — |
| 35 | 残余財産の分配又は倒産手続における債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類 | 一般債務 |
| 36 | 非充足資本要件の有無 | なし |
| 37 | 非充足資本要件の内容 | — |

(契約内容の詳細)

| | |
|-------------|--|
| 社債の金額 | 200百万米ドル |
| 実質破綻時免除特約 | <p>実質破綻事由(※1)が生じた場合には、実質破綻事由が生じた時点以降、本社債に基づく債務(実質破綻事由の発生までに弁済期限が到来したものを除く。)の弁済期限は到来せず、かつ本新株予約権を行使することはできないものとし、債務免除日(※2)において、実質破綻事由の発生までに弁済期限が到来したものを除き、本社債の元金はその全額が削減されゼロとなり、本社債は消却される。</p> <p>(※1) 「実質破綻事由」とは、内閣総理大臣が、当行について、①第二号措置(預金保険法第102条第1項第2号において定義される意味を有するものとする。)、②第三号措置(同法第102条第1項第3号において定義される意味を有するものとする。)又は③特定第二号措置(同法第126条の2第1項第2号において定義される意味を有するものとする。)を講ずる必要がある旨の認定を行った場合をいう。</p> <p>(※2) 「債務免除日」とは、実質破綻事由が生じた場合に本新株予約権付社債の受託会社及び社債権者に対して通知がなされた日の後東京における10営業日を超えない範囲で当行により金融庁その他の日本の監督当局と協議の上決定され、本新株予約権付社債権者に対して通知される日をいう。</p> |
| 劣後特約 | <p>劣後事由(破産法に基づく破産手続開始の決定、会社更生法に基づく更生手続開始の決定、民事再生法に基づく再生手続開始の決定、又は日本法によらないこれらに準ずる手続が行われる場合)が生じた場合、本社債に基づく支払請求権(劣後事由の発生までに弁済期限が到来し未払のものを除く。)は、上位債務に劣後する。また、当行の他の全ての現在又は将来の無担保かつ無条件の期限の定めのある劣後債務と少なくとも同等となり、当行の現在又は将来の無担保で期限の定めのない条件付の劣後債務及び優先株式を含む当行の全ての種類の株式の保有者の権利に優先する。</p> |
| 新株予約権に関する事項 | <ol style="list-style-type: none"> 発行する本新株予約権の総数 2,000個及び代替新株予約権付社債券に係る本社債の額面金額合計額を100,000米ドルで除した個数の合計数 本社債に付する本新株予約権の数 本社債の額面金額100,000米ドルにつき1個とする。 本新株予約権と引換えに払い込む金銭 本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする。 本新株予約権の割当日 平成27年3月23日 本新株予約権の目的である株式の種類、内容及び数 <ol style="list-style-type: none"> 種類及び内容 当行普通株式(単元株式数1,000株) 数 本新株予約権の行使により当行が当行普通株式を交付する数は、行使請求に係る本社債の額面金額の総額を転換価額で除した数とする。 但し、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額 <ol style="list-style-type: none"> 各本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その額面金額と同額とする。 転換価額は米ドル建とし、当初、5.95米ドルとする。 転換価額は、本新株予約権付社債の発行後、当行が当行普通株式の時価を下回る払込金額で当行普通株式を発行し又は当行の保有する当行普通株式を処分する場合には下記の算式により調整される。なお、下記の算式において「既発行株式数」は当行の発行済普通株式(当行が保有するものを除く。)の総数をいう。 |

$$\text{既発行株式数} + \frac{\text{発行又は処分株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}$$

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \text{発行又は処分株式数}}{\text{既発行株式数} + \text{発行又は処分株式数}}$$

また、転換価額は、当行普通株式の分割又は併合、当行普通株式の時価を下回る価額をもって当行普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されるものを含む。)の発行が行われる場合その他一定の事由が生じた場合にも適宜調整される。

(4) 組織再編等が発生した場合等、その事象に応じ転換価額が減額される。

7. 本新株予約権を行使することができる期間

平成27年4月7日から平成32年6月9日まで(行使請求受付場所現地時間)とする。